



「業務改善助成金(通常コース・特例コース)」とは中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図ることを目的とした助成金です。設備投資等を行った場合に、その投資費用の一部が助成されます。このうち業務改善助成金(通常コース)は、昨年12月12日に制度改正が実施され、さらに使いやすくなりました。改正のポイントは以下のとおりです。

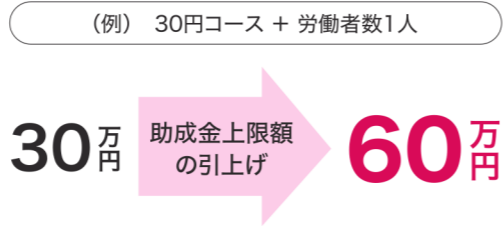
業務改善助成金 通常コース

制度改正のPOINT



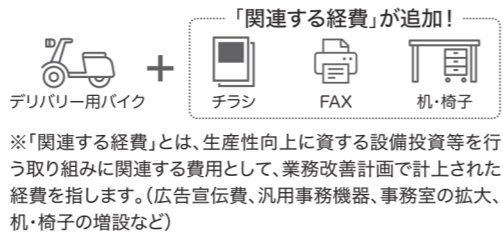
助成上限額の引上げ

事業場規模30人未満の事業場に対しては助成上限額が引き上げられました。例えば、30円コースを申請し、引き上げる労働者数が1人の場合、これまでの助成上限額は30万円でしたが、60万円まで助成を受けられるようになりました。



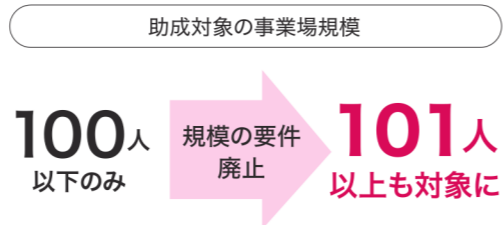
助成対象経費の拡大

対象事業場のうち、新型コロナウイルスの影響で売上高等が低下した事業場や、原材料の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因で利益率が低下した事業場に対する助成対象経費について、「関連する経費」が追加されました。



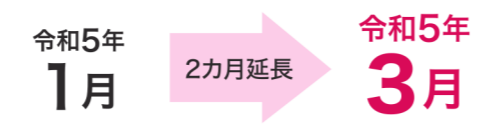
助成対象事業場の拡大

これまで通常コースでは規模が100人以下の事業場のみが助成対象となっていましたが、今回の改正では事業場規模の要件が撤廃され、事業場規模が100人を超える事業場も助成対象となりました。



申請期限の延長

これまで令和5年1月31日までだった交付申請期限が、令和5年3月31日まで延長となりました。



申請期限は **令和5年3月31日** です。

過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。予算がなくなった場合は、申請期間内であっても募集を終了する場合があります。

気になる方はお早めにお問い合わせください。



よくある質問!

「安全衛生推進者」って何? 必要なの? Q&A

先日、労働基準監督署から「安全衛生推進者」を選任しているか確認されました。「安全衛生推進者」という試験があるのでしょうか?



安全衛生推進者になるための試験はありませんが、事業規模に応じて選任する必要があります。

次の条件に合う人を選任しましょう。(選任すべき事由が発生した日から14日以内)

- ・大学、高等専門学校卒業者かつ1年以上の安全衛生実務従事者
- ・高等学校、中等教育学校卒業者かつ3年以上の安全衛生実務者 など

もし、該当する従業員がいない場合は、厚生労働省が定める「安全衛生推進者等養成講習」を受講・修了すれば問題ありません。

安全衛生推進者(衛生推進者)とは中小規模事業場の安全衛生水準の向上を図る目的で事業者が選任し、労働者の安全や健康確保などに関わる業務を担当させるもの(③の業種では衛生推進者を選任し、衛生に関わる業務を担当)。

事業規模別・業種別 安全衛生管理体制

事業者は、下表のとおり業種と規模に応じて、必要な管理者、産業医等を選任することが義務付けられています。

- おもな業種区分
- ① 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業
 - ② 製造業、電気業、ガス業、水道業、通信業、各種商品卸売業、小売業、旅館業等
 - ③ その他の業種

業種 規模 (人)	①	②	③
1000~	事業者 → 選任 → 総括安全衛生管理者	指 揮 統 括 → 安全管理者 衛生管理者	事業者 → 選任 → 総括安全衛生管理者 → 指 揮 統 括 → 衛生管理者
300~999			
100~299		選 任 統 括 → 安全管理者 衛生管理者	事業者 → 選任・統括 → 衛生管理者
50~99	事業者		
50人以上の規模では業種にかかわらず産業医の選任が必要			
10~49	事業者 → 選任 → 安全衛生推進者		事業者 → 選任 → 衛生推進者
1~9		事業者 統括	

ご相談ください

労使トラブル、助成金・補助金でお困りのことがあれば、お気軽にお問い合わせください。

